

令和5年5月2日

保護者の皆様

岸和田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

平素は、学校園の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日付けで、感染症法上の5類感染症に移行することとなりました。これに伴い、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症に関わる学校園の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 学校園内で複数の感染者が確認された場合の対応について

他の感染症と同様に、学校園内で感染が広がっていると判断した場合は、学級・学年・学校単位での臨時休業を行うことがあります。

2. 感染が確認された場合の出席停止期間について

【有症状】発症した翌日から5日間、かつ、症状が軽快した翌日1日を経過するまで

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用が推奨されます。

【無症状】検体を採取した翌日から5日間

3. 登校を再開するときの提出物について

出席停止期間を経て登校を再開するときには、別紙「新型コロナウイルス感染症療養報告書」に保護者が記入のうえ、学校園へ提出してください。医師による意見書は必要ありません。

4. 従来の濃厚接触(可能性を含む)者への対応について

学校園を含むすべての場において、濃厚接触者として特定されることはありません。

このため、新型コロナウイルスに感染した人と同居、もしくは接触があっただけでは出席停止となることはありません。

5. 体調管理について

新型コロナウイルス感染症に限らず、様々な感染症が存在します。学校園内でのまん延を防ぐため、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養するようになしてください。

岸和田市教育委員会
教育総務部総務課 保健担当
TEL 072-423-9638